

# 仁木町簡易水道事業經營戰略

平成30年3月改定版

仁木町建設課

# 仁木町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 仁 木 町

事 業 名 : 仁木町簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月 (平成30年3月改定)

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年月日	昭和42年12月 1日	計画給水人口	4,091 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現在給水人口	3,029 人
		有収水量密度	0.079 千m <sup>3</sup> /ha

#### ② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> 井水, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 泉水, <input checked="" type="checkbox"/> その他(複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	3	管 路 延 長 102 千m
	配水池設置数	5	
施 設 能 力	1,643 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	57.2 %

#### ③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	簡易水道料金						
	用途	料金	基本料金(月)		超過料金		
			基本水量	料金	超過水量	料金	
	家事用	専用給水装置	8立方メートルまで	2,050 円	1立方メートルにつき	190 円	
		共同給水装置	8立方メートルまで	2,050	1立方メートルにつき	190	
	業務用		20立方メートルまで	4,520	50立方メートルまでの分	1立方メートルにつき	190
					50立方メートルを超える分	1立方メートルにつき	180
	浴場用		40立方メートルまで	8,250	1立方メートルにつき	160	
臨時用		—	—	1立方メートルにつき	260		
料金改定年月日	平成26年 4月 1日						

#### ④ 組織

職員数	平成29年度現在、建設課水道係職員数は、係長1名、主任1名の計2名体制で簡易水道事業の業務に従事しています。 30代の係長が事務的な業務に従事しており、30代の主任が技術的な部分について従事しています。 職員給与の予算措置は、簡易水道事業特別会計で2名分を計上しています。
事業運営組織	平成20年度に上下水道課と建設課を、建設課(水道係、水道整備係)に統合。 平成26年度に建設課水道係と建設課水道整備係を、建設課水道係に統合。

## (2) これまでの主な経営健全化の取組

民間活用の状況	簡易水道施設維持管理及び水道メーター検針業務、電気・機械設備保守点検業務、自家用電気工作物保安口管理業務、浄化槽維持管理業務を民間業者に委託しています。
施設統合	平成13年度に町内にあった4つの簡易水道事業を統合し、仁木町簡易水道事業として変更認可を行いました。簡易水道事業統合後、平成14年度から施設再整備に着手し、現在も整備事業を進めています。

## (3) 経営比較分析表を活用した現状分析 ※別紙「経営比較分析表」とおり

平成29年度に策定・公表した平成28年度決算「経営比較分析表」を添付しています。

この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指数を活用し、本町の経営比較や類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

本町の給水人口の推移をみると、水道未普及地域である東町高台地区、旭台地区、銀山高台地区、長沢南地区及び尾根内地区に配水本管を整備し、給水が開始されたことで、給水人口は一時的に増加しました。しかし、今後は人口減に伴い、給水人口も減少していくことが予測されます。

### (2) 水需要の予測

本町では、合併処理浄化槽設置補助事業による水洗化を進めています。また、近年民間アパート等の建設が続いており、水需要も増加しています。

今後においては、水洗便所の普及、快適性や利便性を備えた水使用機器の普及、新しい生活習慣に伴う水使用行動の変化等による増加要因に対して、給水人口の減少、節水意識の高揚、節水機器の開発・普及等による減少要因も考えられるため、水需要はほぼ横ばいで推移していくことが予測されます。

### (3) 料金収入の見通し

料金収入については、水洗便所の普及、給水箇所の増加による使用水量の増加要因に伴う増収に対して、給水人口の減少、節水意識の高揚等の減少要因に伴う減収も考えられるため、料金収入はほぼ横ばいで推移していくことが予測されます。

なお、平成28年度の料金回収率は32.11%と類似団体平均値(56.04%)より低い傾向にあることから、回収率向上のため、適正な料金改定を検討していきます。

### (4) 施設の見通し

現在稼働している水道施設は、平成14年度からの補助事業等により施設整備を実施しており、安全で安定した水道水の供給に努めています。しかし、建設後15年が経過しようとしており、浄水場内の機械・電気計装設備等の劣化や、布設後40年を迎える配水管等の更新など、今後、施設維持管理に掛かる費用の増加が見込まれることから、施設更新等を計画的に進めていく必要があります。

### (5) 組織の見通し

民間委託導入の拡大と事務事業の見直し等、今後見込まれる事業量等を踏まえ、効率的で機動的な組織体制を目指します。

## 3. 経営の基本方針

水道は、町民生活や社会・経済活動に欠くことのできない重要なライフラインとして常に安全・安心な水を安定供給することが求められており、平常時はもとより、災害などの非常時においても一定の給水を確保することが大きな責務であります。

こうしたサービスを町民に提供し続けるためには、水道事業を取り巻く環境変化に的確に対応した水道施設の維持管理や更新を行うとともに、徹底した経営の効率化や健全化、さらには財務体質の強化を図るなど、持続可能な事業経営に取り組みます。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設整備・更新にあたっては、必要性和経営に与える影響を検証し、効率的かつ計画的な実施に努めます。
-----	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽管更新のため、平成30年度から大江地区配水管整備事業(国庫補助事業)を実施します。</li> <li>・年度毎に、計量法に基づく水道メーター器取替工事を実施します。</li> <li>・施設の適切な管理を行い、安全な施設運営に努めます。</li> </ul>
---

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経費の節減に取り組むと共に、事業運営の基礎となる水道料金の収納率の更なる向上及び基準外繰入金に頼ることのない適正な料金体系の整備を目指します。
-----	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資に係る財源のうち、大江地区配水管整備事業(国庫補助事業)を平成30年度から平成34年度で計画していることから、補助対象事業費1/3(国庫補助金)を計上しているほか、企業債の借入での財源確保を見込んでいます。</li> <li>・収益的収支に係る他会計繰入金については、企業債利子償還分を計上しています。なお、平成30年度、31年度のみ、企業債利子償還分に加え新然別浄水場機械設備(膜モジュール)更新費分を計上しています。</li> <li>・資本的収支に係る他会計補助金については、建設改良に要する経費のうち、建設改良費及び企業債元金償還分を計上しています。</li> <li>・平成35年度以降の財源については、現段階で水道施設等への投資については平成34年度で終了する計画であることから、国庫補助金等の収入は見込んでいません。</li> </ul>
--

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益的収支については、平成28年度までの実績とともに、平成29年度の決算見込みに基づく給水収益を算定するなどして設定しています。</li> <li>・人件費や物件費等の物価上昇率は見込まず、現状水準で推移するものとしています。</li> <li>・平成30年度、31年度に新然別浄水場機械設備(膜モジュール)の更新を実施します。</li> <li>・膜モジュール以外の機械器具等についても、点検及び更新時期を基に計画的に更新を実施します。</li> <li>・漏水調査等による有収率の向上など、各種経費の効果を検証し、必要最小限の経費を計上しています。</li> </ul>
---

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

##### ① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	現時点では導入について予定はありません。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	既に簡易水道事業を統合しており、今後の施設の統合等の予定はありません。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	既に簡易水道事業を統合しており、今後の施設の合理化等の予定はありません。
広 域 化	維持管理費等の削減が期待できるため、今後検討していきます。

##### ② 財源について検討状況等

料 金	基準外繰入金に頼らない持続可能な経営実現に向け、適宜検証を行います。
-----	------------------------------------

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	水道施設維持管理及び検針業務、電気・機械設備保守点検業務等を委託して、事務の軽減及び経費の削減を図ってきましたが、今後は広域化について検討します。
動 力 費	水道施設の適切な維持管理に努め、効率的な運用を図り、費用を抑制します。
職 員 給 与 費	計画では平成34年度で大江地区配水管整備事業完了のことから、平成35年度以降は1名で算定していますが、今後、業務内容の変化に応じて、職員数の見直しも必要となってきます。
そ の 他 の 取 組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について、費用対効果を検証しつつ取り組みます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経 営 戦 略 の 事 後 検 証 、 更 新 等 に 関 する 事 項	毎年度進捗管理を行うとともに、3～5年ごとに見直しを図る。なお、地方公営企業法の適用後に、法適化を踏まえた内容の見直しをはかるものとします。
---	--

# 経営比較分析表（平成28年度決算）

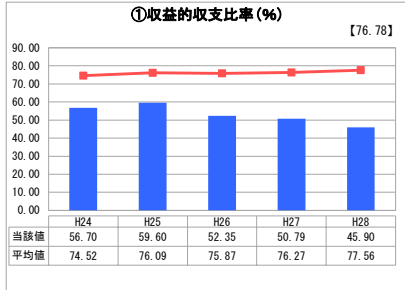
北海道 仁木町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	89.12	4,330	

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,392	167.96	20.20
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,972	32.03	92.79

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 平成28年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



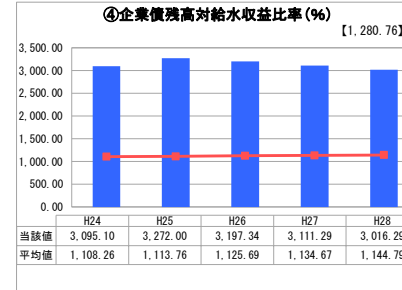
「単年度の収支」



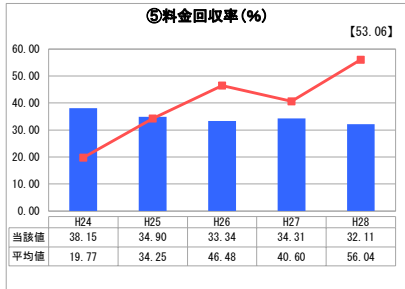
「累積欠損」



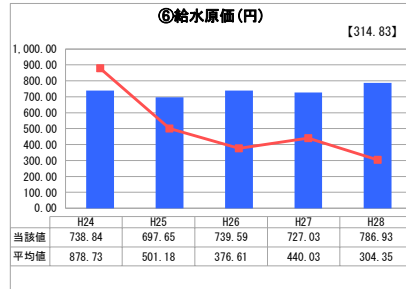
「支払能力」



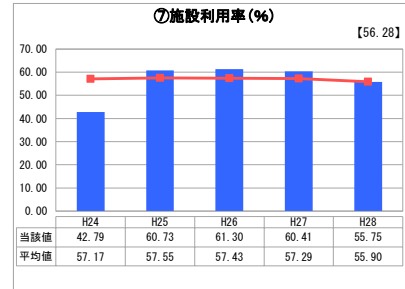
「債務残高」



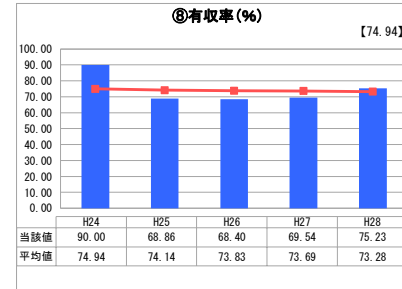
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

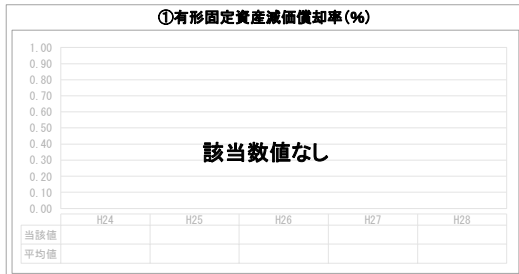


「施設の効率性」

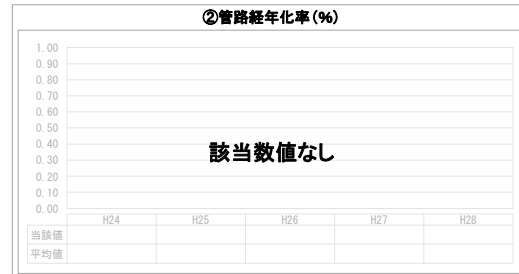


「供給した配水量の効率性」

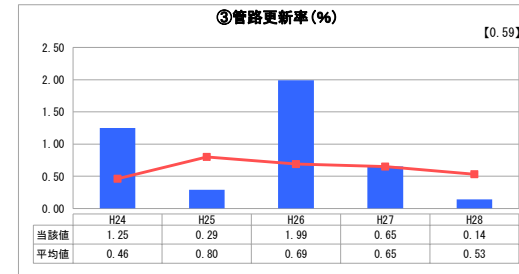
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

仁木町の水道事業について、水道未普及地域を解消し、地域の公衆衛生の更なる向上を目指すと共に簡易水道施設の統合を行い、効率的な水道経営の実現を図るため、平成14年度～平成29年度まで、水道事業を実施しています。そのため水道事業による地方債償還額が年々増加傾向であり、収益的収支比率が平均値より低く右肩下がり状態となっております。また、企業債残高対給水収益比率、料金回収率、給水原価等についても平均値よりも高い状態で、水道料金収入だけでは賄えず一般会計繰入金等の収益を以て水道経営しております。今後の経営状況については、平成30年度～平成34年度まで新たに水道事業「老朽管の更新工事」を計画しており、水道事業による地方債償還額については増加傾向が続きます。しかし、老朽管の更新により漏水量が減少することで、維持管理経費が削減出来ることから、緩やかに経営が改善していくことが予想されます。今後についても耐用年数を経過する施設、設備等の更新を計画的に進めるとともに、維持管理経費等の削減に努めていきます。

施設利用率については、効率よく適正規模に利用しております。有収率については、平成26年度から実施している老朽管の更新工事等により、有収率も徐々に上昇していくことが予想されますが、引き続き、配水管からの漏水を減少させるため、計画的な漏水調査等を実施し漏水量の削減に努めていきます。

### 2. 老朽化の状況について

平成14年度～平成29年度まで計画している水道事業「水道施設の新築等・老朽管の更新」により配水管の漏水量が減少し、維持管理費の削減となっております。さらに、老朽による配水管の突発的な漏水事故がなくなることで断水のリスクが減り、安心・安全・安定的な水道運営を実現していきます。

### 全体総括

水道事業を実施する以前は、既認可の計画一日最大給水量を上回る水需要が発生し、配水池の運用や地域へ節水をお願いをするなどして給水を行っていました。また、水源水量の不足により、水道未普及地域の解消も図れない状態でありましたが、平成14年度から実施している水道事業により、水道未普及地域を解消し、地域の公衆衛生の更なる向上を目指すと共に簡易水道施設の統合を行い、効率的な水道経営の実現に向けて進んでおります。また、平成30年度から平成34年度まで新たに老朽管の更新工事を計画しているため、水道施設の新設及び老朽管の更新工事等により、地方債償還額については増加傾向となりますが、管路の更新等で配水管の漏水量の減少により維持管理費は削減されていきます。また、老朽による配水管の突発的な漏水事故がなくなることで断水のリスクが減り、将来の安心・安全・安定的な水道運営の実現が可能となります。

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

(法非適用企業)

## 投資・財政計画（簡易水道）

(単位:千円, %)

区 分		年 度		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
				(決算)	(決算)	(決算)											
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		97,001	92,796	90,328	87,884	99,695	98,560	82,769	81,587	80,484	79,427	78,256	77,139	76,097	
		(1) 営 業 収 益 (B)		62,002	62,898	63,509	61,970	62,123	62,459	62,795	62,795	62,795	62,795	62,795	62,795	62,795	62,795
		ア 料 金 収 入		61,633	62,531	63,025	61,698	62,023	62,359	62,695	62,695	62,695	62,695	62,695	62,695	62,695	62,695
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
		ウ そ の 他		369	367	484	272	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		(2) 営 業 外 収 益		34,999	29,898	26,819	25,914	37,572	36,101	19,974	18,792	17,689	16,632	15,461	14,344	13,302	
		ア 他 会 計 繰 入 金		28,562	27,469	25,927	24,441	37,570	36,099	19,972	18,790	17,687	16,630	15,459	14,342	13,300	
		イ そ の 他		6,437	2,429	892	1,473	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		2 総 費 用 (D)		76,735	70,184	70,754	77,216	96,106	94,284	79,368	77,979	75,444	74,677	76,770	75,817	73,544	
		(1) 営 業 費 用		48,173	42,715	44,827	52,775	67,758	67,999	55,448	54,952	54,069	52,992	54,466	54,456	53,992	
ア 職 員 給 与 費		8,686	7,477	8,433	9,134	9,319	9,319	9,319	9,319	9,319	8,553	8,553	8,553	8,553			
イ そ の 他		39,487	35,238	36,394	43,641	58,439	58,680	46,129	45,633	44,750	44,439	45,913	45,903	45,439			
(2) 営 業 外 費 用		28,562	27,469	25,927	24,441	28,348	26,285	23,920	23,027	21,375	21,685	22,304	21,361	19,552			
ア 支 払 利 息		28,562	27,469	25,927	24,441	22,748	21,306	20,043	18,857	17,740	16,673	15,501	14,389	13,349			
イ そ の 他						28	57	70	67	53	43	42	47	49			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		20,266	22,612	19,574	10,668	3,589	4,276	3,401	3,608	5,040	4,750	1,486	1,322	2,553			
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		289,549	270,596	271,578	180,942	202,798	253,009	280,866	282,512	265,162	125,115	122,987	110,587	101,072	
		(1) 地 方 債		94,100	91,900	84,200	26,500	35,100	69,800	87,200	82,800	64,500					
		イ ち 資 本 費 平 準 化 債															
		(2) 他 会 計 補 助 金		132,700	117,417	131,218	136,711	150,117	148,289	150,036	158,282	168,402	125,115	122,987	110,587	101,072	
		(3) 他 会 計 借 入 金															
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		62,749	61,279	56,160	17,731	17,581	34,920	43,630	41,430	32,260					
		(6) 工 事 負 担 金															
		(7) そ の 他															
		2 資 本 的 支 出 (G)		310,601	293,973	292,062	192,596	206,487	257,385	284,367	286,220	270,302	129,965	124,573	112,009	103,725	
(1) 建 設 改 良 費		200,964	180,077	164,439	60,517	70,769	123,506	148,781	150,310	141,510	4,917	2,321	7,227	9,856			
イ ち 職 員 給 与 費		6,481	6,671	6,541	6,782	6,930	6,930	6,930	6,930	6,930							
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		109,637	113,896	127,623	132,079	135,718	133,879	135,586	135,910	128,792	125,048	122,252	104,782	93,869			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																	
(5) そ の 他																	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 21,052	△ 23,377	△ 20,484	△ 11,654	△ 3,689	△ 4,376	△ 3,501	△ 3,708	△ 5,140	△ 4,850	△ 1,586	△ 1,422	△ 2,653			

(法非適用企業)

## 投資・財政計画（簡易水道）

（単位：千円、％）

区 分	年 度		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算)	(決算)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 786	△ 765	△ 910	△ 986	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
積 立 金		(K)													
前年度からの繰越金		(L)	786	765	910	986	100	100	100	100	100	100	100	100	100
前年度繰上充用金		(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)													
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)													
実 質 収 支		(P)													
(N)-(O)		(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		52.0	50.4	45.5	42.0	43.0	43.2	38.5	38.1	39.4	39.8	39.3	42.9	42.9
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額		(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	62,002	62,898	63,509	61,970	62,123	62,459	62,795	62,795	62,795	62,795	62,795	62,795	62,795
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$														
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額		(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額		(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模		(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$														
他会計借入金残高		(W)													
地 方 債 残 高		(X)	1,982,541	1,960,545	1,917,122	1,785,044	1,675,827	1,577,048	1,511,262	1,462,552	1,416,560	1,356,011	1,233,760	1,128,978	1,035,109

## ○他会計繰入金

区 分	年 度		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
			(決算)	(決算)	(決算)										
収益的収支分			28,562	27,469	25,927	24,441	37,570	36,099	19,972	18,790	17,687	16,630	15,459	14,342	13,300
	うち基準内繰入金		14,281	13,734	12,963	12,220	11,360	10,624	9,986	9,395	8,843	8,315	7,729	7,171	6,650
	うち基準外繰入金		14,281	13,735	12,964	12,221	26,210	25,475	9,986	9,395	8,844	8,315	7,730	7,171	6,650
資本的収支分			132,700	117,417	131,218	136,711	150,117	148,289	150,036	158,282	168,402	125,115	122,987	110,587	101,072
	うち基準内繰入金		54,818	56,948	63,811	66,039	67,859	66,939	67,793	67,955	64,396	62,524	61,126	52,391	46,934
	うち基準外繰入金		77,882	60,469	67,407	70,672	82,258	81,350	82,243	90,327	104,006	62,591	61,861	58,196	54,138
合 計			161,262	144,886	157,145	161,152	187,687	184,388	170,008	177,072	186,089	141,745	138,446	124,929	114,372

※H30年度から大江地区配水管整備事業(国庫補助事業)実施に伴い、投資・財政計画の見直しを行いました。